

平成 24 年度 第 3 回返還促進策等検証委員会 議事要旨 (案)

1. 日 時 平成 25 年 2 月 25 日 (月) 15 : 00~17 : 10

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3 階 真珠

3. 議 事

(1) PWC による回収状況分析及び検証等結果報告

(2) 自由討議

(3) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員 (委員長)、木下委員、斉藤委員、佐原委員、宗野委員、渡辺委員

(○機構)

月岡理事、石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、藤森奨学金事業部次長

(□分析業務受託業者)

PWC

5. 議事概要

(配付資料に基づき PWC より回収状況分析及び検証等結果報告。また、機構から報告書の方向性について説明。)

- ◎ : 法的処理の費用対効果について、検証結果では「支払督促申立予告」と「支払督促申立」を比較しているが、申立は裁判手続のための費用や時間がかかる。また、申立後に裁判上で和解した者の多くは長期間の分割返還となる。短期的な回収額のみで費用対効果を分析するのは妥当ではないと考える。
- ◎ : 検証資料に法的処理での支払督促申立予告の効果が高いため、法的処理に移行する前に予告と同様の効果が得られるように「予告の予告」を実施するという提案がある。その実施の時期としてサービサーへの回収委託中、又は回収委託終了後とのいずれかだが PWC としてはどちらの時期が効果的だと考えているのか。
- : 重要視する観点によって時期は変わると思う。早い段階で返還者に返還や猶予手続等の行動を促すことを重要視するのであれば、サービサーへの回収委託中である。一方で返還者を救済する面を重要視するのであれば、サービサーへの回収委託終了後の実施が効果的だと考える。
- ◎ : 「予告の予告」について、機構ではすでに様々な督促通知を送付しているため、通常の督促通知と差別化する必要があると考えるが、具体的にはどのような内容のものを想定しているのか。
- : 法的処理への警告を前提とした内容を検討している。
- ◎ : 現在の支払督促申立予告は配達証明付書留郵便で機構理事長名と顧問弁護士名の連名で送付している。内容証明郵便は費用がかかるので、「予告の予告」については、委任契約を結んだ上で、法律事務所名で通知を送るということも一つの方法だと考える。
- ◎ : 回収委託前に法的処理になることを周知する方法が提案されているが、これは機構において実施する

ものと考えてよいか。

- ：現在は回収委託開始時に機構とサービサーの連名でサービサーから返還者宛に受託通知を送付しているが、受託通知には法的処理についての記載がない。受託通知とは別に機構から回収委託中に返還がない場合は機構が法的処理を実施する旨の通知を送付することを検討している。また、通知の内容や様式についても工夫する必要があると考えている。
- ◎：貸与中の学生への返還意識の涵養について、可能な限り早い段階で返還への意識づけを行うことが重要だと考える。返還説明会での学生への指導や学生に返還のシミュレーションをしてもらうことは効果的だと考えるが、どの程度均質な情報提供を行うことが可能なのか疑問が残る。
- ：これまで機構は、奨学金貸与業務実務面の説明に力をいれてきた。これからは、学生の返還意識を向上させるために学校担当者に学生への指導方法等を伝えていく必要があると思う。
- ：返還シミュレーションについては、まず効果を検証するための調査を検討している。調査方法は実際に学生に返還シミュレーションを体験してもらい、その前後で返還意識がどの様に変化したかアンケートを行う。その結果、返還意識が高まる等の効果が認められれば、奨学金継続手続きの中に返還シミュレーションを義務化することも考えられる。
- ：例えば現在機構で運用しているスカラネットパーソナルと奨学金継続手続きを連携させることも考えられる。貸与を継続する際にはスカラネットパーソナルでの返還シミュレーションと自己情報の確定を義務化し、スカラネットパーソナルによる手続きを習慣化させることにより、卒業後の情報を確実に更新してもらうことができると考えている。
- ◎：均質な情報の提供については、学校窓口からの提供より奨学金継続手続き時にインターネットを活用した方が効果的だと考える。
- ◎：金融教育について、どの程度学校で教育してもらうかが重要である。返還者の就職情報は学校が保有している。機構と学校が協力し、例えば就職後の収支状況のモデルケースを示すことにより、返還指導を学校に依頼するようなことも考えられる。
- ：専攻分野や、学種等により返還状況の傾向が違うのであれば、それぞれの対象に向けたアドバイスを行う事も考えられる。
- ◎：検証資料から、卒業後間もない者は2万円を超える返還が困難な可能性があると読み取れる。返還期間を延長する等の返還しやすい方法を考えてみてはどうだろうか。
- ◎：返還が困難な者に対しては、例え少額であっても確実に毎月返還させることにより返還を習慣化し、返還意識を途絶えさせないことが重要なのではないか。そのためにも減額返還制度の運用方法を検討したらどうだろうか。
- ：現在の減額返還制度は割賦金を半分にし、その分返還期間も延長となる制度であるが、例えば3分の1程度でも対応するといった柔軟な運用方法も考えられるかもしれない。

(以上)